

## 議案第 2 号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年 2 月 18日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加え、「。以下同じ」を削る。

第8条及び第12条中「、住居手当の月額」を削る。

第16条の6の見出しを「（災害派遣手当等）」に改め、同条第1項中「災害派遣手当は、」を削り、「平成16年法律第112号」の次に「。以下「国民保護法」という。」を加え、「同法」を「国民保護法」に、「」においてを「以下同じ。）及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において」に、「に規定する職員で、」を「又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員が」に、「ものに」を「場合には、当該職員に災害派遣手当（国民保護法第154条において読み替えて準用する場合にあっては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条において読み替えて準用する場合にあっては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下これらを

「災害派遣手当等」という。)を」に改め、同条第2項及び第3項中「災害派遣手当」を「災害派遣手当等」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び第12条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 2 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加え、「。以下同じ」を削る。

(川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正)

- 3 川崎市任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成24年川崎市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加え、「。以下同じ」を削る。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

勤務1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給与から住居手当を除外すること、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給することとする事等のため、この条例を制定するものである。